令和７年度　山辺町住宅耐震改修等補助事業

この事業は、木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災時の木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、住宅の所有者が行う耐震改修等の工事に要する費用の一部を補助するものです。

対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

① 山辺町内にある、平成１２年５月３１日以前に在来木造軸組工法（木造）で建築された個人所有の住宅で、平屋または２階建てのもの。

② 以下のいずれかに該当するもの。

⑴ 耐震改修工事

耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、1.0 以上に上げる工事

⑵ 減災対策工事【簡易耐震改修工事】

耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を、0.7 以上 1.0 未満に上げる工事

⑶ 減災対策工事【部分耐震改修工事】

以下のいずれかに該当する工事

・耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、１階のみ 1.0 以上に上げる工事

・耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、主要な居室に特化して、山形県が定めた部分耐震改修工事に係る技術基準に適合させる工事

・住宅の屋根又は２階以上の部分の重量を軽減する工事

⑷ 減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】

以下のいずれかに該当する工事

・耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅内に、防災ベッドを設置する工事

・耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅内に、耐震シェルターを設置する工事。

③ 工事の施工者は、山形県内に本店がある法人又は個人事業者であること。ただし、⑷の工事の場合は除く。

④ 一戸建ての住宅であり、事業にかかる部分を兼ねるものは、事業の用途に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものであること。

補助金の額

補助金の額は、以下のとおりです。

耐震改修工事の場合：補助対象工事費用の２分の１です。（上限１００万円）

減災対策工事の場合：補助対象工事費用の２分の１です。（上限３０万円）

補助対象工事費用は以下の項目に該当するものです。

① 耐震改修工事費
② 耐震改修工事の設計費及び工事監理費
③ 前述に係る消費税相当額

※耐震改修工事と併せて、増改築工事や模様替え（リフォーム）、現行法令に適合しない部分を適合するように是正する工事、修繕又は模様替え工事等を行う場合の工事費用は対象になりません。

補助の申請ができる方

次のすべての項目に該当する方が申請できます。

①補助の対象となる住宅の所有者またはその世帯員であること。
②補助の対象となる住宅に居住していること。
③令和８年１月31日までに工事完了報告書を提出することができること。
④改修工事を行う住宅に居住している者全員が、町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蕨簡易水道使用料、簗北簡易水道使用料等の諸税を滞納していないこと。
⑤暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

申込みの方法

申込受付期間　令和７年６月１６日（月）から１０月３１日（金）まで
先着順に受付　※事業枠に達した時点で締め切ります。
申込受付窓口　山辺町建設課　管理用地係（山辺町役場２階）
申込書類　・交付申請書（様式第１号）　・工事計画書（様式第２号）
・工事設計図　・工事に係る見積書　・補強計画書及びN値計算書
・耐震診断書の写し　・申請者の納税証明書及び住民票謄本

※補助金の決定通知までに２週間程度かかりますので、着工まで余裕をもって申請するようにしてください。
（決定通知がある前に着工した場合は、補助金の交付を取り消します）

事業の流れ

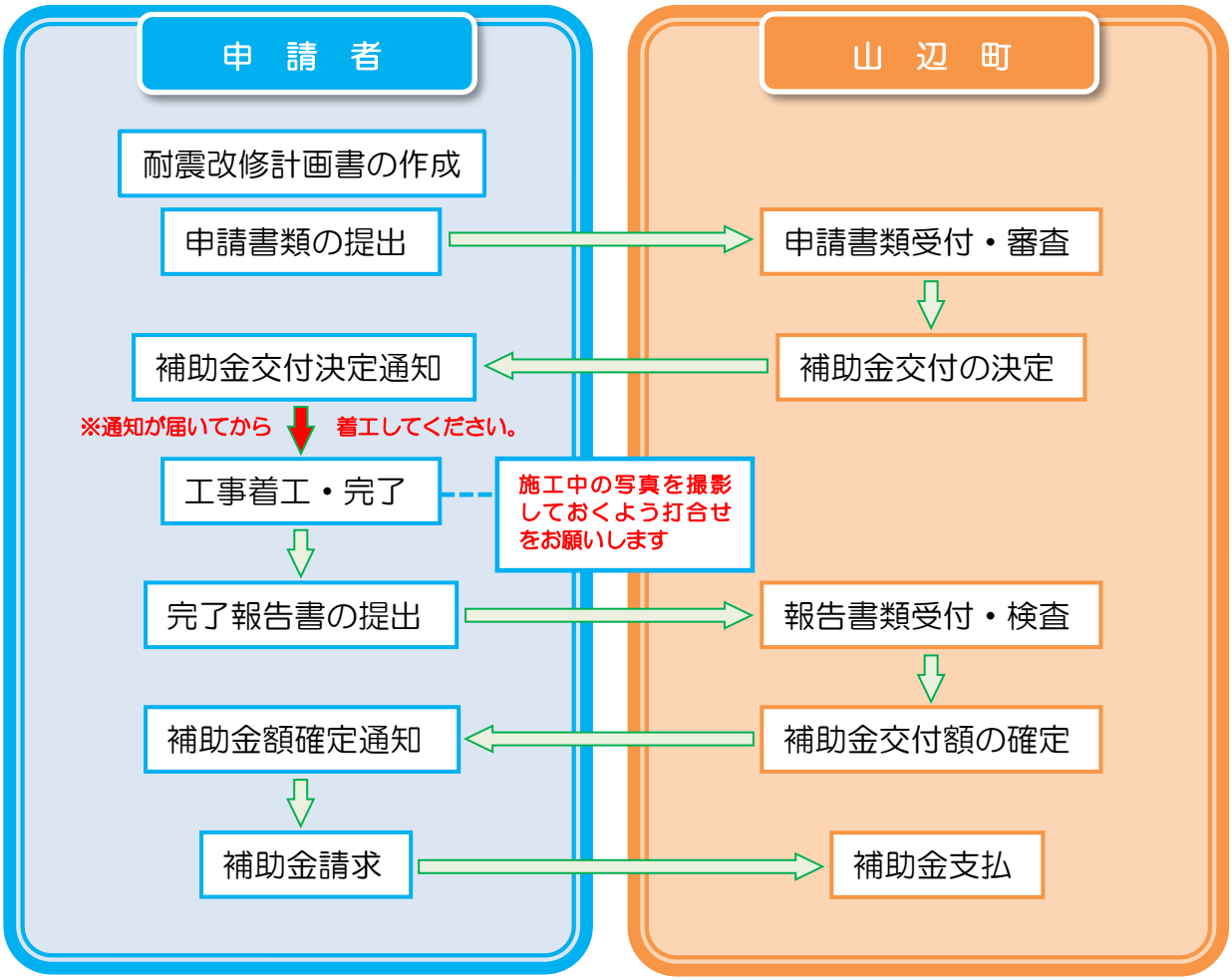

お問い合わせ：山辺町建設課　管理用地係　☎023-667-1113